現代建築レガシー保存継承のためのガイドライン

令和４年３月

金沢市

－ 目 次 －

１．ガイドラインの目的等 1

１）背景 1

２）目的 2

３）対象範囲 3

４）運用による効果 4

２．現代建築レガシーの選定 5

１）選定の基準 5

２）対象建築物 6

３．保存継承の方向性と具体的な手段 7

１）保存継承の方向性 7

２）具体的な手段 8

４．ガイドラインの活用 14

１）建築診断・改修等の実施 14

２）ガイドラインの更新 14

５．おわりに 15

1．ガイドラインの目的等

1）背景

金沢は、加賀藩主前田家が文治主義を選択し戦争を回避してきた歴史のもと、藩政期から現在に至る 400 年以上にわたり戦禍や大きな災害に遭っていないことに加え、日本初の「伝統環境保存条例」の制定や「都市美文化賞」の創設に代表されるように、市民と行政の努力により、変容し続ける時代の潮流の中で、過去の建築を保存継承するとともに、各時代の美意識や価値観を表した新たな建築を造り続けてきた。すなわち、歴史あるまちなみにあって、レンガ造りの近代建築や、国内外から高く評価されるに至った現代建築が新たな価値を付加し、本市の重層的かつ魅力的な建築文化が形成されている。

現状、歴史的建造物等は文化財として保護される一方、現代建築は稼働資産が多く、修繕や改修を繰り返しながら日常的に利用される中で、建築当初の内外装の意匠が失われた建築物※1や社会的要請が叶わずに取り壊された建築物※2もある。

このような中、本市の建築文化の中心を担う重要な現代建築を保存継承していくには、その意匠をはじめとする建築的価値の認識を新たにし、保存しながら、時代の要請に応じて機能やデザインを改変するなど、「保存と活用」の両輪での取組が求められている。

※1：本ガイドラインの作成と並行して実施した金沢市立玉川図書館（1978 年竣工）のモデル調査では、経年劣化による損傷や意匠に配慮しない施設運営等によって、建築物本来の意匠が失われている箇所が多数確認された。

※2：1960 年代頃から、全国的に近代以降の建築に関する保存運動が起こり始め、保存運動の末にやむを得ず取り壊し、建替えされる建築が出てきた。本市でも日本生命金沢支店（1916 年竣工）や大同生命金沢支社（1926 年竣工）が保存運動の末に取り壊され姿を消した。

2）目的

本ガイドラインは、本市所有の公共建築物のうち、建築的価値が高く本市の建築文化の中心を担う重要な現代建築物を「現代建築レガシー」に位置づけてその価値を明示するとともに、建築的価値の保存継承の方向性や具体的な手段を示すことで、関係者が適切な措置を講ずるための指針とする。

3）対象範囲

現代建築レガシーの保存継承にあたっては、各建築物の現状、用途、敷地条件、周辺環境等によって、その手法が異なることから、本ガイドラインでは、対象建築物の定期的な建築診断及び診断結果に基づく修繕、改修等の検討のあり方を中心に示すこととする。

なお、大規模改修や大幅な機能強化のための再整備が必要となる場合は、別途、個別の改修方針や改修計画を検討・作成し、整備に取組むものとする。ただし、その場合においても、基本となる現代建築レガシー保存継承の方針や改修及び機能強化の検討に臨む際の体制等については本ガイドラインの内容に従うように努めることとする。

【対象範囲】

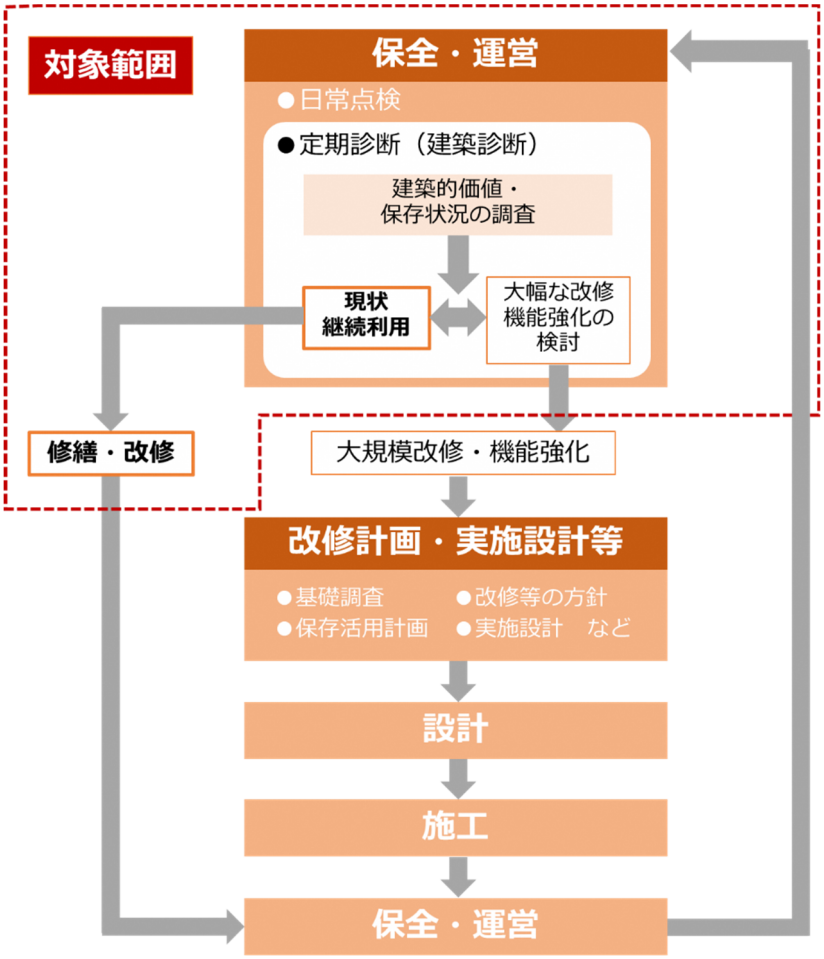

４）運用による効果

（１）意匠の長寿命化とライフサイクルコストの縮減

一般的に、建築物の管理においては、建築基準法などの法令に基づく定期点検により、法令が求める機能は担保される。また、市有の公共建築物にあっては、「金沢市公共施設等総合管理計画」に基づき、各種点検を通して予防保全型管理が推進されている。

他方、建築物の意匠については、これら機能保全を主眼とした各種点検のみでは不十分であり、意匠の損傷や劣化が放置され、回復にかかる費用の増大や回復自体が不可能になることが危惧される。

本ガイドラインに基づく意匠に着目した建築診断が実施されることで、意匠の損失の早期発見及び迅速な修繕・改修がなされ、その意匠を長期間にわたり適切かつ経済的に保全することができる。

（２）重層的な建築文化の継承と更なる発展

本ガイドラインは、現在において文化財等に指定されていない現代建築物はもちろん、本市の創造的な都市の営みにより生まれ来る新たな建築物についても、その保存継承に向けた指針となるものであり、過去と現在が混在する本市の重層的な建築文化を将来へ発展させる礎となるものである。

2．現代建築レガシーの選定

1）選定の基準

現代建築レガシーの選定基準は次のとおりとし、これを満たすものを選定する。

①金沢市所有の公共建築物

②戦後（昭和 20 年以降）に建設された建築物

③文化財建築物以外※1

④対象建築物や建築家に対する国内外の受賞歴による評点※2が 5 点以上

なお、新たに基準を満たす建築物が生じた際は、その都度、現代建築レガシーに加えるとともに、文化財に指定・登録されるなど、基準を満たさなくなった場合には、対象から除外するものとする。

【現代建築レガシー選定の考え方】

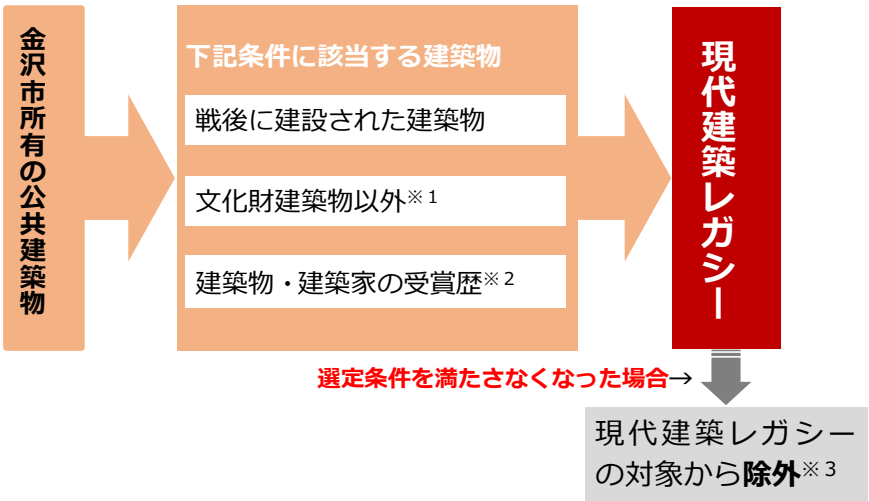

〇受賞歴による評点

国際的評価、全国的評価、地域的評価（県外、県、市）に区分して段階的に評価し、以下の評価の積み上げが 5 点以上のものを対象とする。

ⅰ）建築物の評価：国際的評価 5 点、全国的評価 3 点、県市の評価 1 点

ⅱ）設計者個人の評価：国際的評価・文化勲章等・県市の評価　各 3 点

ⅲ）設計者が他の建築で得た評価：国際的評価 3 点、全国的評価 2 点、地域評価 1 点

（建築物と周辺環境、建築物と道路付属物などが複合的に評価されているものは除く）

※1：文化財（国・県・市指定文化財、登録有形文化財）に指定された建築物以外。

※2：受賞歴等はデータベースを作成し、適宜建築物の追加選定に利用する。

※3：金沢市西町教育研修館が登録有形文化財として登録された場合は、現代建築レガシーの対象からは除外され、文化財としての保存・活用を図る。

２）対象建築物

先述の選定の考え方を踏まえ、令和４年３月現在における現代建築レガシーは、下表のとおりである。

【現代建築レガシー一覧】

名称	建築年	設計者	評点
金沢市西町教育研修館※	1952 年	谷口吉郎	8
金沢市立玉川図書館	1978 年	谷口吉郎 谷口吉生	20
金沢市文化ホール	1982 年	芦原義信 谷口吉郎	13
金沢市立泉野図書館	1995 年	岡田新一	6
金沢市民芸術村	1996 年 （改修）	水野一郎 金沢計画研究所	9
金沢 21 世紀美術館	2004 年	妹島和世＋西沢立衛 SANAA	18
金沢海みらい図書館	2011 年	シーラカンス K&H	14
鈴木大拙館	2011 年	谷口吉生	10
谷口吉郎・吉生記念 金沢建築館	2019 年	谷口吉生	7

※：金沢市西町教育研修館は、登録有形文化財に登録申請中（令和 4 年 1 月 20 日申請）

３．保存継承の方向性と具体的な手段

１）保存継承の方向性

現代建築レガシーの対象建築物は、優れた意匠やまちづくりへの貢献等を評価して選定されることから、一般的な現代建築物に求められる構造躯体の保存及び施設としての機能維持・強化の視点に加え、その建築史上の意義や個性、美しさ、周辺環境との調和といった建築的価値に配慮する視点が重要となる。

そのため、一般の現代建築物とは異なり、機能や技術、素材の機能性や革新性のみにとらわれず、当該建築物の建築的価値に重要な部分と社会的ニーズや技術の進化に合わせて機能等を強化すべき部分を整理した上で、残すべきを残し、変えるべきを変えていくことが必要である。

なお、現代建築は工法や機能が多岐にわたり、構造も複雑であることから、保存継承には、当初の設計コンセプトや過去の改修履歴等に理解のある設計者、施工者、施設管理者などが長期にわたり継続して協力し、意匠等の建築的価値の維持と施設の機能維持・強化のバランスを見据え、専門的で高度な判断をもって取組むことが求められる。

2）具体的な手段

（1）建築診断の実施

①建築診断の位置づけ

公共建築物の点検には、安全性の観点から様々な関係法令により義務付けられた「法定点検」があるが、現代建築レガシーにおいては、この法定点検に加えて、建築的価値の現状課題を把握するために、独自の点検として、「建築診断」を実施する。

建築診断の手法としては、主に現地確認と管理者への意見聴取があり、建築物の実情に応じて、その手法を設定する。

【建築診断の位置づけ】

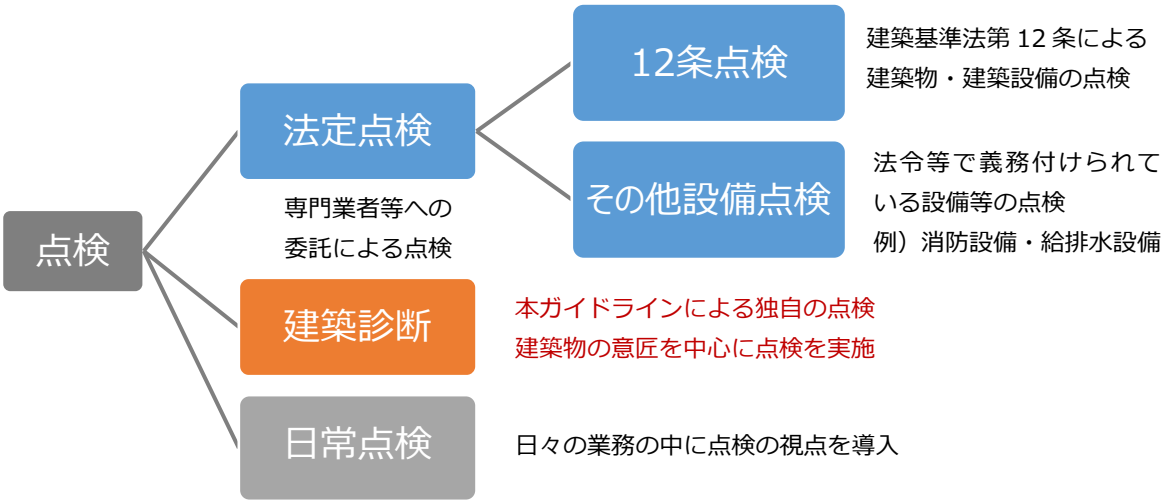

本ガイドラインにおける「建築診断」とは

建築物について、意匠の改変や滅失等がないか、建築的価値の現状を把握するために行う、目視等による現地確認や関係者への意見聴取等を指すものとする。

②前提事項

現代建築レガシーに選定された建築物の所有者は、次表に掲げる基礎情報を整理し、常に最新の状態で把握するものとする。

【基礎情報】

区分	項目	
基本事項	・名称 ・所在地 ・所有者 ・施設管理者	・現用途 ・設計者 ・監理者、監修者 ・施工者
規模	・建築面積 ・延床面積 ・敷地面積 ・各階面積	・階数 ・全長、奥行 ・全体高さ（軒高・棟高）
材料・構造	・主体構造 ・基礎形式 ・床組	・小屋組 ・屋根
履歴	・竣工年 ・用途変更歴	・増改築歴 ・修繕、改修歴
意匠の特徴	・設計時のコンセプト	

③建築診断

建築物の外部、内部の部位別に、特に意匠に着目して劣化状況などを診断する。
具体的な項目は、次表を参考として施設ごとの特性に応じて設定する。

【建築診断の項目（例）】

区分	診断項目	
建築物外部	・屋上・屋根 ・外壁 ・外部建具（玄関ドア・窓） ・バルコニー	・庇/軒裏 ・外部階段 ・柱/梁 ・外構/植栽
建築物内部	・内部床 ・内壁 ・設備（照明・空調機器等） ・天井	・内部建具（室内ドア） ・サイン類 ・家具
その他	・周辺環境との関係性	

設定した項目について現代建築レガシーとしての建築的価値を評価するために、次表にある７つの「評価の視点」※（①形態と意匠、②材料と材質、③用途と機能、④伝統と技術、⑤立地と周辺環境、⑥精神と感性、⑦その他（内外的要因））及び「診断の要点」を参考として建築診断を実施する。

診断の結果、修繕・改修等が必要な部分については、現代建築レガシーを保存継承するにあたり、できる限り建築的価値を損なわないために、同じく次表にある 7 つの視点ごとの修繕・改修等の方向性を参考として、個別に対応策を検討する。

※：これら７つの概念は、世界文化遺産登録の採択基準でもある「オーセンティシティ」を評価する視点（奈良ドキュメント 1994）に準拠

【建築診断における評価の視点、診断の要点、修繕・改修等の方向性①】

評価の視点	診断の要点	修繕・改修等の方向性
①形態と意匠	・建築当時の形状や色彩などの特徴的な形態と意匠が守られているか。 ・経年劣化や災害などによる損傷が放置されていないか。	・建築当時の形態と意匠を尊重し、屋根及び外壁、路面、装飾などの修繕・改修を行う。
②材料と材質	・建築当時の材料や材質を使用しているか。 ・材料や材質を変更している場合、選択した新素材の性質及び機能は適切か。	・建築当時の材料、材質に配慮し、できる限り同一のものを使用して修繕・改修を行う。 ・従来の材料、材質が入手困難な場合や、諸法令の改正等で使用が不可能となった場合、機能維持や防火・耐震性等において、より優れた建材が存在する場合は、建築的価値の維持とのバランスを考慮した上で、新素材を使用することを認める。 ・上記に従い、新たな材料や材質を用いる場合は、従来の素材の記録として一部オリジナルの部分を保存していくことも検討する。
③用途と機能	・諸室等の用途が建築当時から変更されていないか。 ・用途を変更している場合、建築的価値の損失が生じていないか。 ・時代の要請に応じ、ユニバーサルデザイン、耐震性能、断熱性能などの最低限必要な施設の機能が確保されているか。	・用途変更により建築的価値の損失が生じている場合、当初の設計コンセプトや意匠に適合させる改修を検討する。 ・時代の要請により、用途変更や機能強化が必要な場合、施設を利用する市民や、施設管理運営者の視点に立ち、建築的価値の維持とのバランスを考慮した上で用途変更や機能強化整備を認める。
④伝統と技術	・建築当時の特徴的な技術や工法が継承されているか。 ・技術、工法が変更されている場合、選択した新技術、工法による仕上げは適切か。	・建築当時の技術や工法を優先的に採用する。 ・技術や工法の継承が困難な場合や、耐震・補強技術等の進展により優れた技術等が存在する場合は、建築的価値の維持とのバランスを考慮した上で、新たな技術、工法によることを認める。

【建築診断における評価の視点、診断の要点、修繕・改修等の方向性②】

評価の視点	診断の要点	修繕・改修等の方向性
⑤立地と周辺環境	・建築物周辺の環境変化により建築物の重要な意匠や周辺環境との調和が失われていないか。 ・外構に修繕・改修を必要とする劣化がないか。 ・生育状況に応じて植栽の手入れが行われているか。	・周辺環境の変化に合わせ、建築物の重要な意匠や周辺環境との調和を守るため、必要な修繕・改修や周辺環境の整備（外構の修繕・改修、植栽の移植、植替えなど）を検討する。
⑥精神と感性	・設計者のコンセプトが保存継承されているか。 ・地域の伝統や文化を象徴する建築物の場合、それらが維持できているか。	・地域の象徴性、拠点性、ランドマーク性、市民の愛着などの実態を踏まえた修繕・改修を検討する。
⑦その他	・各種案内等の掲示物及び備品類が、建築物の意匠に適した統一的なデザイン・配置となっているか。 ・日頃から、建築的価値を保存継承していくために必要な管理運営がなされているか。	・現状の諸室等の機能・用途、建築物の意匠に適合するよう、掲示物及び備品類のデザインや配置を変更する。 ・必要に応じ、建築的価値の保存継承のため、日常的な管理運営マニュアルを作成する。

（２）建築診断の周期

鈴木大拙館のモデル調査において、建築後 10 年で既に意匠の損失が認められたことから、建築基準法等による法定点検や、本市の公共施設等総合管理計画による市有施設の長寿命化とは別に、建築物の意匠を中心とした建築診断を、竣工又は改修の年から概ね 10 年周期で実施する。

（３）建築診断及び修繕・改修策検討の実施体制

現代建築レガシーの保存継承に向けた、建築診断の実施や建築物の修繕・改修の検討においては、建築物の設計コンセプトに対する十分な理解や知識があり、経験豊かな専門家による検討・実施が不可欠である。このため、検討・実施にあたっては、①設計者本人が、また設計者本人が不在の場合は②設計コンセプトや建築物の良さなどを十分理解している者（当初の施工者、設計者の研究者、設計に関わったスタッフ、建築物の良さを解釈し引き出すことのできる建築家　など）が直接実施、又は助言指導等で関与できる体制のもとに実施するものとする。

【建築診断の実施体制】

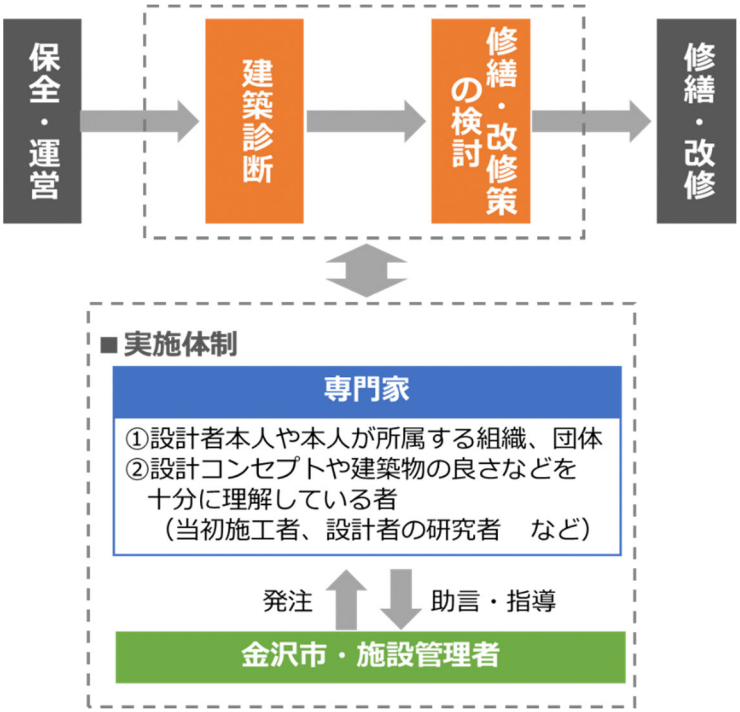

４．ガイドラインの活用

１）建築診断・改修等の実施

（１）施設所管課所が配慮する事項

施設の所管課所は、本ガイドラインに基づき、前提事項を把握するとともに、公共施設等総合管理計画と調整を図りつつ建築診断及び修繕・改修を行う。また、改修が大規模なものとなる場合は、別途検討体制を構築のうえ、改修方針や改修計画の作成、改修に係る措置を講じることとする。

なお、必要な予算措置は施設所管課所が行い、関係課所や施設は建築診断及び修繕・改修の実施のために最大限配慮することとする。

（２）施設管理者が配慮する事項

施設管理者は当該施設の建築的価値を尊重して日常点検を行い、損傷・劣化の放置や無秩序なサイン類の掲示などにより建築的価値が損なわれていないかを確認することとする。

また、点検の結果、修繕・改修が必要な場合は早期に対応するように努めることとし、修繕等の発注の際は、建築的価値が損なわれることのないように、発注方法や施工管理体制に留意することとする。

２）ガイドラインの更新

本ガイドラインの所管課（企画調整課）は、ガイドラインが適切に運用されるよう、状況の変化に応じ、視点の追加や方向性の検討、対象施設の選定や削除等といったガイドラインのメンテナンスを行うこととする。

５．おわりに

本ガイドラインは、本市の建築文化を形成する重要な要素のひとつである現代建築について、その建築的価値を将来に向けて保存継承するために作成したものである。

他方、建築的価値の保存継承に係る方向性や具体的な手段については、現時点で「現代建築レガシー」の対象に選定していない公共建築物や、その他民間所有の建築物にも適用が可能である。

是非、多くの方々に本ガイドラインの趣旨を理解していただき、金沢市内の現代建築物に幅広く有効活用されることを期待する。

協力　谷口吉郎・吉生記念金沢建築館長　水野　一郎
清水建設㈱品質・安全統括　三浦　正之
金沢市営繕課まちづくり相談員　林　義信

編集　金沢市都市政策局企画調整課
〒920-8577　金沢市広坂１丁目１番１号
電話　076-220-2031
FAX　076-264-2535
メール　kikaku@city.kanazawa.lg.jp